

令和5年度第1回旭市国民健康保険運営協議会 会議概要

日 時 令和5年8月3日（木）午後1時30分開会
場 所 旭市役所 3階政策決定室
出席者 運営協議会委員
片桐文夫会長、渡辺清江副会長、伊藤房代委員、塚本達人委員、
磯村政保委員、菅谷博委員、渡辺修委員、越川壽一委員
事務局
（保険年金課）高野課長、宮内副課長、田中班長、石毛主査、菱木保健師、
（税務課）向後課長、黒柳副課長

議 題

- （1）審議事項 「令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」
- （2）報告事項
 - ①令和4年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
 - ②被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付状況について
 - ③令和4年度旭市特定健康診査等の実施状況について
 - ④令和3年度1人当たり総医療費について
- （3）その他

1. 開 会

委員9名のうち8名出席

傍聴者 0名

2. 会長あいさつ

本日はお忙しい中、また連日の猛暑の中、米本市長初め委員の皆様におかれましては、国保運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、来月9月に開催されます第3回旭市議会定例会に令和4年度国保会計決算が上程されます。

それに先立ち本日、皆様方にご審議していただきたいと思います。

事業勘定の収支を見ますと、順調に国保運営がなされているように思われます。

また、施設勘定におきましても、収支のバランスは保たれているというように思います。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類に変更され、市民の生活や社会全体が元の生活を取り戻しつつあります。

こういった中、医療提供体制についても、特別な対応から通常に対応に移行し、医療費の上昇が見込まれると思われます。

本日は、お手元の会議次第にもありますように、審議事項1件と、報告事項4件を議題とし、協議会を進めてまいりたいと思います。

皆様には忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 市長あいさつ

本日は公私ともに大変ご多用の中、また猛暑の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃より国民健康保険事業の運営に、多大なるご指導とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナに係るワクチン接種につきましては、集団接種に加え、5月からは、個別接種も開始され順調に進んでいるところでございます。保険医から選出の委員の皆様には、ワクチン接種をはじめとして、各種の感染症対策にもご尽力をいただいております、重ねて厚くお礼を申し上げます。

旭市は1人当たりの医療費が従前より県内の中では低い水準にあります。

医療費が低いことは、県に納める納付金の算定にも影響し、国保会計の安定的な財政運営に寄与しているところでございます。

一方で、国保加入者が高齢化し、団塊の世代が後期高齢者へ移行するなど、被保険者数は減少傾向にあり、また1人当たりの医療費が増加傾向にあるなど、懸念材料もございます。

今後も医療保険制度に関する国や県の動向を把握し、安心して医療を受けていただくとともに、特定健診などをはじめとする保健事業の充実を通じ、健康増進、疾病予防を推進し、また医療費の適正化に努めてまいる所存でございますので、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、先程会長のお話にもありましたように、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてご審議いただくこととなっております。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

― 市長退席 ―

4. 議 題

会長

それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

審議事項「令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

審議事項について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

委員

国民健康保険税が令和3年度と比べて増えておりますが、これは滞納繰越金分が増えているということかと思いますが、国民健康保険税の滞納繰越分がどのくらいあるのかお聞きします。

事務局

全体で2億1,756万円です。

委員

それと、コロナウイルスが5類になって、減免の対象はなくなるのでしょうか。

事務局

減免の対象は、コロナに関しましてはなくなりました。

委員

2ページの財政調整基金は、財政的にどのくらいあったらいいのでしょうか。

事務局

今のところ旭市の考えといたしましては、療養給付費の全体支出額の2、3か月分あれば、医療費の急激な増加や、保険税が不足となる等不測の事態に備えた対応ができるかと考えております。

事務局

補足で説明させていただきます。

現在、旭市が毎月皆さんの医療費の7割相当をお支払いする中で、月当たり4億6,000万円の支払いを行っております。

財政調整基金につきましては、そのうちの2、3か月分を積み立てておくというところが市の考えでありまして、4億6,000万円の3か月分で13億円程度のところで上限を考えております。

会長

他に質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終わります。審議事項について、ご審議いただき内容のとおりとし、承認を求めたいと思います。これより採決します。

審議事項 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、賛成の方の挙手をお願いします。

－ 全員挙手 －

全員賛成。

よって審議事項は承認されました。

報告事項、①令和４年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項①について概要を説明。

質疑なし

会長

報告事項、②被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付状況について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項②について概要を説明。

委員

被保険者証についてですが、一般証と短期被保険者証の滞納額の割合が記載されておりますが、この滞納額は、滞納繰越分を含めたものですか。

事務局

滞納繰越分を含めた額になります。

会長

報告事項、③令和４年度旭市特定健康診査等の実施状況について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項③について概要を説明。

質疑なし

会長

報告事項、④令和3年度1人当たり総医療費について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項④について概要を説明。

委員

この医療費は、サラリーマンが多い地域と、農家地域の多いところでは、地域差があるように思うのですが、どうでしょうか。

事務局

こちらにつきましては、国民健康保険被保険者の1人当たり総医療費ということになります。入院、その他の介護合算と全ての医療に係る部分についての数字になっておりますのでご理解いただければと思います。

委員

都市部と農村部では、国保の方が比率としては多くなるということで、人口の比率の関係でも、年配者の後期高齢者が多い所と、少ない所で医療費が違ってくる。

先程市長さんが、医療費がかからないことでいろんな有利な部分があるとお話であったので、そういった部分についてはどうなのでしょう。

事務局

そういった地域差はかなりあると思います。先程、お話をさせていただきましたが、国民健康保険の歳出に、保険事業費納付金と言う県に納める納付金があります。

こちらは、医療費分については、市単位で、医療費がかからないところは、減額して納めなさいと有利に働いている形でありますので、市長が説明したとおり医療費がかかれば

ば、それだけ県の方に納める額も小さくなってくるといような説明になるかと思いますが、
でよろしく願いいたします。

委員

令和4年度の旭市高額療養費貸付基金の運用ということですが、内容的にはどういうこと
なのでしょう。外来、入院、両方なのでしょう。

事務局

高額療養費に該当する場合に貸付ができますので、ほとんど入院されている方ということ
になります。

委員

それと、1,000万円というのは年度を通しての限度額で、その中で高額療養費の貸付は
行われるということですか。医療費等が上がってきているといような現状もあると思うの
ですが、この金額で特に問題はないのですか。

事務局

今のところ、この金額で足りていると考えております。今年度、今現在高額療養費貸付申
請がない状況でありまして、今後、高額療養費貸付申請が増え、この金額で足りない、不足
するということであればまた積み立てを考えるようになるかと思いますが。

会長

他に質疑はありませんか。

次に、その他について何かありますか。

事務局

その他3件について報告する。

- ・マイナンバー法の改正について
- ・第2期国民健康保険運営方針について
- ・データヘルス計画について

委員

今、旭市ではマイナンバーカードはどのくらいの割合で発行されていますか。

事務局

令和5年6月30日現在でのマイナンバーカード申請件数が、4万7,603件で74.3%、交付率はまだ受け取りに来ていない方もいらっしゃいますので、70.6%になります。

委員

マイナンバーカードが交付されると、被保険者証の代わりになりますが、短期被保険者証などは滞納率の問題が出てくるので、発行中に滞納した場合には、こういった対応をするのですか。

事務局

国の方からは、短期被保険者証の廃止という通知が出ておりますが、それに代わった対応についての詳細は、まだ示されていませんので、ご説明ができない状況であります。よろしくお願いたします。

委員

既にマイナンバーカードを持っている人が、滞納していて医療費がかかった場合、そういった時には、まだ使用して大丈夫なのですか。

事務局

被保険者証がまだ発行されている状態で、短期被保険者証の廃止がまだ来年の秋頃を予定していますので、そこから先の段階の方針がまだ決まっていない状況ですので、基本的には、短期被保険者証であっても、マイナンバーカードで見た場合には、資格としては3割でお支払いいただければ大丈夫という形になってくるかと思います。

会長

今現在、マイナンバーカードが発行される方の中にも、そういった対象の方もいらっしゃるということでしょうか。

事務局

はい、その通りでございます。

会長

他に質疑はありませんか。

ないようですので、本日協議会に付議されました事項は全て終了いたしました。

なおこの結果につきましては、市長に答申させていただきます。

慎重な審議をいただき本当にありがとうございました。

これにて旭市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

5. 閉 会

－ 午後2時37分終了 －